

鹿角市告示第 9 6 号

指定管理者の指定について

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年鹿角市条例第 1 号）
第 4 条第 1 項の規定により、鹿角市草木地域活動センターの指定管理者を次のとおり指定
する。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

鹿角市長 関 厚

記

指定管理者に管理を行わせ ようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の 名称及び事務所の所在地	指定の期間
鹿角市草木地域活動センター	名称 中草木自治会 所在地 鹿角市十和田草木字舘下タ 1 1 1 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (5 年)